

**大学推薦のため、推薦後・採用後の辞退不可
新入生の場合、他大学進学不可**

**公益財団法人 東京海上各務記念財団
2026年度 ASEAN スカラシップ生募集要項**

当財団は、1939年に東京海上火災保険の会長であった各務謙吉の遺志に基づき、広く社会に貢献する人材の育成および学術研究の振興を図ることを目的として設立されました。日本と ASEAN 各国の人材および学術の国際交流を図り、併せて友好と親善を促進するためにスカラシップ生の募集を行います。

1. 応募資格 すべてに該当するか必ずご確認下さい

以下のすべての項目に該当し、大学推薦を受けた者

(1) ASEAN 加盟国※の国籍を有する私費留学生

※ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、
フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

(2) 財団が指定する大学の大学院修士もしくは博士課程に学位取得を目的として正規に在籍（予定）し、学業を継続する者（研究分野は限定しない）

(3) 原則として、2026年4月1日現在、修士課程（博士課程前期）専攻者は30才以下、
博士課程（博士課程後期）専攻者は35才以下

(4) 健康状態が良好で学業成績が優良である者

(5) 日本語を精力的に学び、日本語でコミュニケーションすることを望む者。さらには、
スカラシップ生期間の修了時には N1 レベル到達を目指して取り組む意欲がある者。

(6) 国際親善に関心があり、財団行事への参加およびスカラシップ生間の交流に意欲がある者（日本の文化にふれる会、スカラシップ生向け合宿、ASEAN を知る会等）

(7) 他の奨学金を受けておらず、今後他の研究支援金を申し込む予定のない者
但し「文部科学省外国人留学生学習奨励費」は重複可

2. 採用予定数

指定 14 大学（東京大、一橋大、東京科学大、筑波大、東京外国語大、慶應大、早稲田大、

上智大、京都大、東北大、大阪大、名古屋大、北海道大、九州大）

より合計 5 名程度（前年採用予定数 6 名程度、実績 11 名）

3. 奨学金の内容および支給期間（給付型につき返済不要）

(1) 支給月額：修士課程（博士課程前期）180,000 円（年額 216 万円）、
博士課程（博士課程後期）200,000 円（年額 240 万円）

(2) 支給期間 **1年超の支援を希望**

2026 年 4 月から正規専攻課程の最短修業年限の終期まで。

但し、その終期を待たずに目的の学位を取得した場合は、その取得時まで

(3) 給付方法

毎月当月分を本人口座へ振り込む

但し、初回は 4~6 月の 3 ヶ月分を 6 月に給付

4. 応募方法 Excel ファイルの記入見本シートを参照して作成して下さい

以下の書類を担当課経由で提出すること

**海外から応募の方は
PDF のメール添付の
提出可**

(1) 学資給与願／自己申告書／履歴書／身上書

(2) 在学証明書（入学予定者は、入学許可書または合格通知の写）

学内選考時に必要な書類は(1)(3)です（入学予定者は(2)も必要）

- (3)成績証明書（前年度・直前の修了課程のもの）
- (4)指導教官の推薦状（日本語・英語いずれも可）
- (5)健康診断書（後日送付可）
- (6)パスポート写し

5. 応募締切

2026年4月2日（木）（財団必着）

6. 選考、結果通知、認定式

第一次選考	書類選考	
	結果通知	4月14日(火)
第二次選考	面接	4月24日(金) 詳細は本人宛にメールで連絡
	結果通知	4月27日(月)
採用通知		5月18日(月)以降 メールおよび書面にて本人宛に通知
		※選考結果に関する問い合わせには公平性の観点から答えられない
認定式		5月27日(水) 12:00～16:00 東京にて開催
		※面接、スカラシップ生認定式は、首都圏以外の大学の学生の国内飛行機、新幹線代は財団負担

7. スカラシップ生の主な義務 すべて必ず協力いただきます

- (1)毎月、財団事務所またはオンラインで面談を行うこと
- (2)参加必須の財団行事に出席すること
 - ①スカラシップ生認定式：2026年5月27日（水）12:00～16:00 東京で開催
 - ②交流の集い（現役スカラシップ生&OBOG懇親会）：毎年11月上旬 18:00～20:00 東京で開催
次回は2026年11月6日（金）18:00～20:00
- (3)3か月ごとに、財団所定のレポートを提出すること

8. 奨学金の休止、停止または廃止 ご注意下さい

- (1)休学、長期欠席、日本の在籍大学以外への留学をしたときは、奨学金の給与を休止する
- (2)学業または性行などの状況により、指導上必要があると認めたときは、奨学金の給与を停止する
- (3)病気その他の理由により成業の見込みのないとき、学業成績または性行が不良となつたとき、在籍大学の学籍を失ったとき、ビザが就労を目的とするもの等へ変更されたとき、前記1に記載する応募資格を失ったときは、奨学金の給与を廃止する
また、当財団のスカラシップ生同士が結婚したときは、何れか1名の奨学金の給与を廃止する

9. その他

本要項に記載がない事項については、「ASEAN 諸国留学生学資給与規程」に定めるところによる

学内選考締切 2月16日（月）17:15

財団締切 4月2日（木）必着

10. 財団のホームページ

URL: <http://www.kagami-f.or.jp/>

以上